

仕様書

1 委託業務名

お城EXPO2020出展委託業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和3年1月8日（金）まで

3 委託業務の目的

全国の山城ファンのほか、一般の消費者が数多く集う全国規模の一大イベント「お城EXPO2020」会場において、PRブースを出展し、効果的なPRを行うことにより、本県への誘客促進に繋げる。

4 委託業務の内容

岐阜県ブースの企画、設営、運営、撤去を行うこと。

お城EXPO2020について

- ・会期：令和2年12月18日（金）～20日（日）
- ・場所：パシフィコ横浜ノース
- ・主催：お城EXPO実行委員会

※詳細は「お城EXPO2020」開催概要を参照すること。

(1) 日 時：令和2年12月19日（土）9：00～18：00

令和2年12月20日（日）9：00～17：00

(2) ブース規模：2小間（1小間 W2m×D3m×H2.4m）

(3) PRブースの装飾・設営・撤去

本業務の目的を踏まえたうえで、ゆかりの8市町の山城を中心に、県内の山城や関連する県産品などの魅力を強く訴求する展示等を企画し実施すること。また、装飾内容に合わせて設営・撤去を実施すること。

ブースの装飾については受託者から提案のうえ、発注者と協議し決定すること。

*本ブース設営に必要となる装飾に係る経費は本委託経費に含むこと。

*企画にあたっては、場所・費用等を勘案して実施可能なもののみとすること。

*展示物の素材データ等については、別途発注者より提供する。

(4) ブースの企画・運営

より多くの一般来場者に対し本県の魅力を訴求するため、本PRブースへの集客や、ブース内での滞在・周遊を促進するとともに、その後の

本県への誘客に繋がる企画を実施すること。

なお、来場者にノベルティ等の配布を行う場合は、提案内容に基づき、発注者と協議を行うものとし、必要な物品の購入に係る経費は本委託費に含めないものとする。

(5) その他

- ①PRブース等の企画においては、発注者及び関係機関との連絡調整及び必要な申請・届け出を行うなど、密に連携し実施すること。
- ②本業務の実施の際は、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が発出している、「コロナ社会を生き抜く行動指針」に基づき、適切な感染症拡大防止対策を行うこと。
- ③著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。
- ④個人情報については、別紙「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

5 事業実施体制について

(1) 総括責任者の配置

本業務の進捗を管理する責任者を1名配置すること。ただし、専任である必要はない。

(2) 業務担当者の配置

本業務の実施に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

(3) 実施計画の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体制表、事業計画、スケジュール表等）を作成し発注者に提出すること。また、事業の進捗状況を適宜発注者に報告する等、発注者との連絡を密に行うこと。

6 業務完了届の提出

業務を完了したときは、委託業務完了届を提出すること。なお、委託業務完了届には本ブースの写真と報告書を添付すること。

7 支払い

委託契約金額の支払いは、履行期間終了後「委託業務完了届」の提出及び完了検査終了後とする。なお、前払金、部分払金の支払いを請求することはできない。

8 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又

は本券業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、移動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

9 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議のうえ、その一部を委託することができる。

10 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

11 不当介入における通報義務

- ・受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当、もしくは違法な要求、又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
- ・受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- ・受託者が契約後に県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

12 その他

本仕様書に明示なき事項及び詳細、本仕様書により難き事項については、その都度、発注者と協議のうえ進めることとする。